

令和 4 年 5 月 17 日
総務部 情報公開課

令和 3 年度公文書の公開状況および個人情報保護制度の運用状況について（報告）

令和 3 年度における公文書の公開状況および個人情報保護制度の運用状況について、練馬区情報公開条例第 29 条および練馬区個人情報保護条例第 33 条に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 令和 3 年度公文書の公開状況および個人情報保護制度の運用状況

別添のとおり

2 区民への周知

練馬区役所と石神井庁舎の掲示場で公告するほか、区報および区ホームページに
において、区民への周知を図る。

令和3年度（2021年度）

公文書の公開状況
個人情報保護制度の運用状況

令和4年5月

練馬区総務部情報公開課

公文書の公開状況

練馬区情報公開条例における令和3年度の公文書の公開状況は、つぎのとおりである。

1 公文書の公開請求状況

公文書の公開請求件数は1,651件、請求者は344人だった。

請求内容では、「都市整備・建築・土木」に関するものが多く、全体の約42.9%を占めている。

表1 公開請求の内容別件数

公文書の内容	件数(件)
都市整備・建築・土木	709
区政一般	519
教育	131
児童福祉	92
環境・清掃	79
保健・衛生・医療	60
入札・契約など	40
社会福祉	19
議会	2
合計	1,651

表2 公開請求者の内訳

区分	請求者数(人)	件数(件)
区民	95	507
区民以外	59	293
区内の法人・団体など	102	504
区外の法人・団体など	88	347
合計	344	1,651

表3 請求方法

請求方法	請求者数(人)
インターネット	148
窓口	125
ファクシミリ	49
郵送	22
合計	344

表4 公開請求の目的別件数

請求目的	件数(件)
営業活動	973
区政の監視、区民参加	501
学問的な調査・研究	68
私的利害の調整	74
請求目的の記載なし	35
合計	1,651

2 公文書の公開請求に対する公開決定等の状況など

請求件数(「不存在」と「取下げ」を除く。)に占める「全部公開」と「部分公開」による公開の割合は約99.4%だった。また、公文書公開に関する審査請求が1件あった。

表5 公開請求処理状況

処理状況	件数(件)
全部公開	799
部分公開	458
非公開	5
不存在	135
存否応答拒否	2
取下げ	252
合計	1,651

表6 公開請求に対する非公開の理由別件数

非公開とした理由	件数(件)
個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るもの	245
法人などに関する情報で、法人などの正当な利益を害するもの	201
公共の安全と秩序の維持に支障が生じる恐れがあるもの	6
審議・検討・協議に関する情報で、意思決定の中立性が不当に損なわれるなどの恐れがあるもの	15
事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるもの	103
法令等の規定によって公開できないもの	0
他の制度との調整が必要なもの	21

同一の公文書に、複数の理由が含まれているものがある。

表7 公開諾否の決定に要した期間

公開諾否の決定期間	件数(件)
1週間以内	27
8日から14日まで	483
15日	405
16日から30日まで 1	277
31日以上 2	207
取り下げられたもの	252
合計	1,651

- 1 条例第12条第2項を適用し、決定期間を延長したもの。
- 2 条例第13条第1項を適用し、決定期間を延長したもの。(ただし、件数は3年度中に公開諾否を決定したもの。)

個人情報保護制度の運用状況

練馬区個人情報保護条例における令和3年度の個人情報保護制度の運用状況は、つぎのとおりである。

1 自己情報の開示等請求の処理状況

自己情報の開示等請求件数は335件で、請求者は108人だった。また、自己情報の非開示、目的外利用の中止および外部提供の中止に関する審査請求が各1件、計3件あった。

表1 自己情報の開示等請求状況

区分	請求者数 (人)	件数(件)
区民	74	250
区民以外	34	85
合計	108	335

表2 開示等請求処理状況

開示等請求処理状況	件数(件)
開示請求	
全部開示	191
部分開示	116
非開示	1
不存在	20
存否応答拒否	1
取下げ	4
目的外利用中止請求	
応じる	0
応じられない	1
外部提供中止請求	
応じる	0
応じられない	1
合計	335

訂正請求および削除請求については請求実績なし

表3 諾否の決定に要した期間

諾否の決定期間	件数(件)
1週間までに決定したもの	20
2週間までに決定したもの	198
15日かかったもの	113
20日かかったもの	0
決定期間を延長したもの	0
取り下げられたもの	4
合計	335

2 業務の登録の状況

個人情報収集の目的や利用方法を明らかにするため、個人情報を扱う区の業務を登録している。令和4年3月末現在の登録数は498件である。

3 個人情報ファイルの登録の状況

実施機関は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目、記録される個人の範囲等を登録している。令和4年3月末現在の登録数は287件である。

4 業務の委託の状況

個人情報を取り扱う業務の処理を区の機関以外のものに依頼しようとするときは、あらかじめ「情報公開および個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)」の意見を聴くとともに、個人情報の保護に必要な措置を講じている。令和4年3月末現在の外部委託の業務数は617件である。

5 目的外利用および外部提供の状況

個人情報は、収集した目的の範囲内で利用するのが原則である。ただし、本人が同意している場合や法令で認められている場合、審議会に意見を聴き実施機関が必要であると認める場合などに限り、区の内部でほかの目的に利用したり(目的外利用)、区の外部に提供したり(外部提供)することができる。令和3年度の目的外利用の延べ人数は、1,710,634人、外部提供の延べ人数は398,074人である。

6 区の電子計算組織と区以外の電子計算組織との結合状況

実施機関は、管理個人情報を提供し、または提供を受けるため、区の電子計算組織と区の機関以外のものの電子計算組織とを通信回線等により結合するときは、あらかじめ審議会の意見を聴いている。令和4年3月末現在の結合件数は77件である。

7 特定個人情報保護評価における第三者点検の実施状況

第三者点検の実施のために設置した「特定個人情報保護評価等実施委員会」による点検を下記のとおり実施した。

表4 全項目再評価（1事務）

第三者点検事務名	所管課名	点検実施日
予防接種に関する事務	保健予防課 住民接種担当課	令和3年11月17日

表5 重点項目再評価（1事務）

第三者点検事務名	所管課名	点検実施日
健康増進法に基づく健康増進事業に関する事務	健康推進課	令和4年3月29日

8 個人情報に係る事務処理ミス

令和3年度に発生した個人情報に係る事務処理ミスは、つぎのとおりである。

表6 個人情報に係る事務処理ミス

	種別	内容	原因	所管
1	誤交付 (1)	【4年1月】 区民事務所の窓口において、電子証明書の新規発行手続終了後に交付する「電子証明書」の写しを別人に交付（2名分）	帳票出力および交付の際の確認が不十分であったため	区民事務所 担当課
2	誤送付 (6)	【3年5月】 ボランティアグループの代表者に対して、「ボランティア保険加入確認証兼保険料受領書」の写しおよびグループ名簿を送付する際、当該グループの名簿とともに別グループの名簿を同封し、送付（2名分）	送付文書のダブルチェックを怠ったため	生活衛生課
3		【3年8月】 (委託事業者)国民健康保険被保険者に「医療費通知(医療費のお知らせ)」を送付する際、本人宛て通知とともに別人宛ての通知も同封し、送付（1名分）	同上	国保年金課

4		【3年9月】 就学心理相談員による児童の発達検査結果を保護者に送付する際、内容を一部取り違え、別人の所見が含まれた検査結果を双方に送付（2名分）	送付文書のダブルチェックが不十分であったため	学務課
5		【3年11月】 印字エラーとなった「子ども医療助成費支給決定通知書」に職員が宛名を手書きする際、同姓同名の別人の住所を記載し送付（1名分）	同上	子育て支援課
6		【3年11月】 （指定管理者）区立障害者地域生活支援センターから利用者に対して、「法定代理受領通知書」を送付する際、別人の通知書を送付（1名分）	送付文書のダブルチェックを怠ったため	障害者施策推進課
7		【4年3月】 交換便で文書を送付する際、封筒内の取り出し漏れに気付かず、個人情報を含む文書をそのまま他部署へ送付（4名分）	送付物の内容確認が不十分であったため	みどり推進課
8	誤廃棄 （1）	【3年7月】 区立中学校において、生徒から提出された健康調査票およびアレルギー調査票を廃棄（8名分）	文書の管理体制が不十分であったため	教育指導課
9		【3年4月】 受理した「介護予防サービス計画作成依頼届出書」をシステムに入力する過程で紛失（1件）	同上	介護保険課
10		【3年5月】 （委託事業者）職員間での文書授受の際、施設利用者のサービス提供記録を紛失（1名分）	同上	障害者サービス調整担当課
11	紛失 （8）	【3年8月】 （指定管理者）区立図書館において、新規利用登録の受付時に提出された「利用登録申込書」を紛失（1名分）	同上	光が丘図書館
12		【3年11月】 区立保育園において、所管課から送付された「医療費支払通知書」を紛失（1名分）	同上	保育課

13		【3年12月】 (指定管理者)区民ホールの団体登録減免申請の審査の際、利用団体から提出された身分証明書(保険証等)の写しを紛失(12名分)	文書の管理体制が不十分であったため	地域振興課
14		【3年12月】 (委託事業者)妊婦および新生児等訪問指導業務の指導員が、区が貸与している携帯電話を紛失(発信履歴28件)	携帯電話の管理体制が不十分であったため	石神井保健相談所 大泉保健健康相談所
15		【4年2月】 郵送により提出された「児童手当認定請求書」の添付書類(追加提出書類)を紛失(1名分)	文書の管理体制が不十分であったため	子育て支援課
16		【4年3月】 地域包括支援センターを經由して、交換便で提出された「介護保険要介護認定・要支援認定申請書」を所管課と地域包括支援センターとの授受の際に紛失(1名分)	同上	介護保険課
17		【3年8月】 区ホームページからの問合せメールに返信する際、返信先メールアドレスの入力を誤り、第三者にメールを送信(1名分)	メール送信時の内容確認が不十分であったため	保健予防課
18		【3年10月】 (指定管理者)イベント応募者に対して受付完了メールを送信する際、別の応募者の申込内容(個人情報)を含む形でメールを送信(1名分)	同上	文化・生涯学習課
19	誤送信 (8)	【3年11月】 (委託事業者)「つながるカレッジねりまみどり分野」受講生のボランティア先に当該受講生の個人情報を提供する際、別の受講生の個人情報(一部)を送信(1名分)	同上	みどり推進課
20		【4年1月】 (委託事業者)イベント参加者にメールを送信する際、参加者1名の申込メールに返信する形でメールを作成、送信したため、当該参加者の申込内容が他の参加者に漏えい(誤送信)(1名分)	同上	練馬子ども家庭支援センター

21		<p>【4年3月】 (指定管理者)リサイクルセンターにおいて、運営ボランティアにメールを一齐送信する際、同報者のメールアドレスをBCCに設定すべきところ、CCに設定、送信したため、他のボランティアのメールアドレスが漏えい (24名分)</p>	メール送信時の内容確認が不十分であったため	清掃リサイクル課
22		<p>【4年3月】 (指定管理者)就労支援施設利用者OB等にメールを一齐送信する際、同報者のメールアドレスをBCCに設定すべきところ、TOに設定、送信したため、他の利用者OB等のメールアドレスが漏えい(40名分)。</p>	同上	障害者施策推進課
23		<p>【4年3月】 (委託事業者(区内病院))ワクチン接種予約者に予約日時の変更をメールで依頼する際、同報者のメールアドレスをBCCに設定すべきところ、TOに設定、送信したため、他の予約者のメールアドレスが漏えい (26名分)</p>	同上	住民接種担当課
24		<p>【4年3月】 自宅待機中の教員の私用メールアドレスに当該教員の担任する学級の児童名簿を送信したところ、メールアドレスの入力を誤り、第三者に送信 (40名分)</p>	メール運用に関するルールを順守せず、メール送信時の内容確認が不十分であったため	教育指導課 教育施策課
25	漏えい (3)	<p>【3年5月】 動画共有プラットフォームにイベント動画をアップロードする際、視聴権限の設定を誤り、権限のない第三者が動画を閲覧できる状態で公開(1件)</p>	職員の技術的な知識が不足していたため	子育て支援課
26		<p>【3年9月】 区立小学校において、Web上の欠席連絡フォームの設定を誤り、当該校の児童および保護者であれば、他児童の回答内容(出欠連絡)が閲覧できる状態が発生(14名分)</p>	同上	教育施策課

27		<p>【4年3月】 区立小学校において、児童の氏名、学校生活上の課題、家庭環境等の情報を記したメモが他の児童への交付書類に紛れ込んでいることに気付かずに担任が児童1名に配付（6名分）</p>	<p>文書の管理体制および配付文書の内容確認が不十分であったため</p>	<p>教育指導課</p>
28	<p>その他 (1)</p>	<p>【3年11月】 区立中学校において、各家庭のSNSルールの作成状況を確認するため、「SNSのパスワード」記載欄を含むリーフレットの提出を求めた際、教職員が提出時の留意点の説明を失念したため、学校が一部の生徒の「SNSのパスワード」を知り得る状態となった（36名分）</p>	<p>リーフレット内の「SNSのパスワード」の取扱いについて、教職員間での周知が不十分であったため</p>	<p>教育指導課</p>